平成２１年（フ）第５９４号
栃木県宇都宮市上横田町880番地３　サンモリッツハイツＡ―201、前住所栃木県宇都宮市下荒針町3477番地20―201
債務者　平出　　泉
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６３３号
栃木県大田原市佐良土1752番地
債務者　郡司　　衛
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５７号
栃木県日光市御幸町578番地１　ブランニュースクエア107号、住民票上の住所栃木県日光市御幸町578番地１
債務者　狐塚　美保
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６５号
栃木県那須塩原市新緑町92―289　ニューウィング平井Ａ号棟102号室、住民票上の住所福島県須賀川市和田字中地西44番地４
債務者　根本　紀幸
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７１号
栃木県鹿沼市上材木町1772番地
債務者　山本　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７３号
栃木県宇都宮市西２丁目４番13号
債務者　髙橋　朋子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７０１号
愛知県豊田市朝日ヶ丘４丁目24番地１　市営Ａ―２―303号
債務者　二橋　道代（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６５３号
栃木県鹿沼市東町１丁目９番14号
債務者　駒場　忠一
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５４号
栃木県日光市木和田島3131番地13
債務者　伊谷　保晴
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５５号
栃木県日光市瀬川1302番地17
債務者　伊藤比公司
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６９号
栃木県宇都宮市江曽島町1402番地45　エルディム菊池Ｂ101
債務者　手塚　和市
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７０号
栃木県宇都宮市泉が丘６丁目10番19号
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７２号
栃木県宇都宮市滝の原１丁目３番55号
債務者　山際　義則
1　決定年月日時　平成21年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２６１６号
横浜市戸塚区吉田町1110番地18　サンパティーク戸塚103号
債務者　伊藤　弘美
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６１７号
神奈川県大和市桜森２丁目６番16号　不二ビル703号
債務者　籾山　清孝
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６２１号
横浜市中区本牧町１丁目219番地７
債務者　窄口　義信
1　決定年月日時　平成21年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部